

スマートメーターの有効期限、見落とし厳禁！ 法令違反を防ぐ管理術



スマートメーターにも“有効期限”があることをご存じでしょうか？多くのビルオーナーや事業者が見落としがちなのがこのポイント、実は計量法に基づく厳格なルールが存在します。期限切れのメーターを使い続けると、法令違反となる可能性も。この記事では、スマートメーターの管理に必要な知識と、違反を防ぐための実践的な対策をわかりやすく解説します。

出典：三菱電機ビルソリューションズ株式会社

https://www.mebs.co.jp/useful/maintenance/1203407_1627.html

電力メーターに関する法令

電力メーターの使用にあたっては、関連する法令を把握しておくことが重要です。特に、子メーターに関しては、ビル所有者や管理者が管理責任を負うことから注意が必要です。関連する法令をご紹介します。

■法令で規定されている特定計量器

電力メーターのように各種取引や証明に使用される計量器は、「特定計量器」と呼ばれ、計量法により規定されています。特定計量器には、電力メーターに加えて、ガスメーターや水道メーターなど18種類が指定されています。

■計量法による規定

計量法第16条(使用の制限)において、次の事項に該当する特定計量器は使用してはならないと定められています。

- ・検定証印又は基準適合証印が付されていないもの。
- ・検定証印又は基準適合証印の有効期限を経過したもの。
- ・変成器*とともに使用する電気計器の場合、付属変成器と同じ合番号が付されていないもの。

そのため、電力メーターは、検定又は基準適合検査に合格し、有効期限内のものでなければ使用できません。これは、様々な環境で使用されるメーターに関して、正確な計量を担保するために法令により定められています。

■計量法に違反した場合の罰則

計量法に違反して電力メーターを使用した場合は、罰則が課されることになります。

計量法第172条において、「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とあります。法令違反を未然に防ぐためにも、計量法の遵守が重要になります。

いつも正しい計量を！ 東京都計量検定所のパンフレットから

テナントさんから光熱水費をいただいていますか？
使用量に応じた料金精算に使用するメーターは有効期間内でなければなりません！
正しい計量器を使いましょう！ ※1

■有効期限の見方

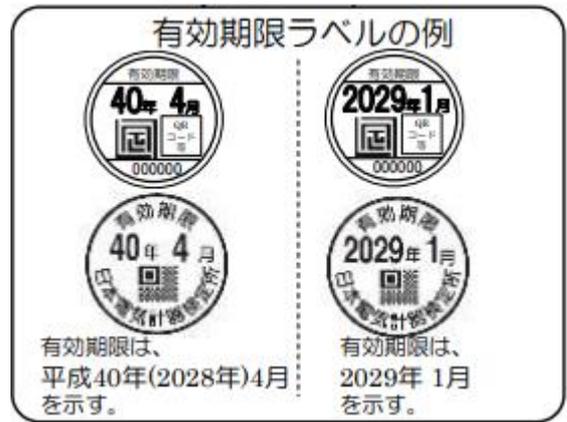
- ・検定ラベルにより有効期限を確認できます。⇒⇒⇒⇒
- ・有効期限を確認する際には、安全に十分気を付けて行ってください。

■メーターの有効期間

電力量計(電気メーター) ^{※2}	10年
水道メーター	8年
ガスメーター(都市・プロパン) ^{※3}	10年

※2 種類によって5年・7年のものもあります

※3 種類によって7年のものもあります



※1 計量法で規定するメーターの有効期間と検定について

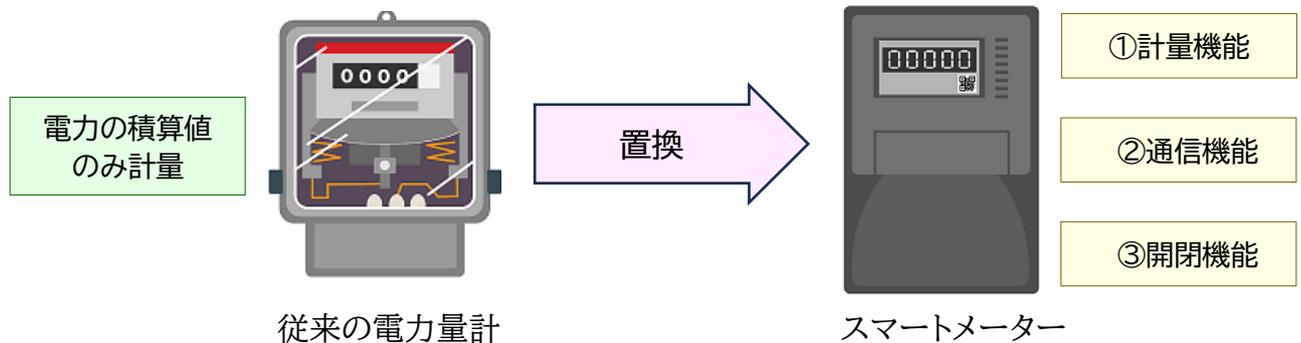
「取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ使用できない」と定められています(計量法第16条)。計量法の検定とは計量法に基づき、構造・精度・能力等法令で定める基準に適合しているかどうかを検査するもので、検定に合格した計量器には検定証印が付けられ、そこで初めて商取引や証明にも使えるようになります。ここでいう有効期限は検定に合格してからの有効期間になります。

スマートメーターへ置き換えることにより新機能を利用できます

せっかく置き換えるならば、新機能をもつスマートメーターの採用をおすすめします。

■スマートメーターの主な新機能

- ① 計量機能
30分ごとの使用電力量を計測し、*一定期間、保持します。
*あるメーカーの例では45日間
通信機能を使って、保持したデータを上位のパソコン等に取り込んで、使用電力量をテナントへの課金に利用したり、データの見える化や使用パターンの分析等、省エネ対策に応用できます。
- ② 通信機能
通信機能は計量したデータを上位のパソコンに送るだけでなく、テナントの入退去の際に、開閉機能を利用して、電気をON-OFFできます。
また、計量や開閉の際、管理人等がメーターの設置個所に行く必要がなく、ビル管理の合理化やテナントスペースのセキュリティ強化がはかれます。
- ③ 開閉機能
電気のON-OFFだけでなく、電流制限機能により、設定した最大電流を越えた場合、自動的にテナントの負荷を遮断することもできます。



銀座・ビルエネルギー研究会事務局
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目18番1号
 住友不動産 新宿セントラルパークタワー31階
 東京電力エナジーパートナー株式会社
 東京本部 営業総括グループ内
 編集発行人 熊川浩一 TEL:050-3090-4261
<http://www.ginza-birueneken.com>